

令和7年度

財政援助団体等監査及び随時監査報告書

渋谷区監査委員

写

7 渋谷区監査第 44 号
令和 8 年 3 月 10 日

渋谷区議会議長
殿
渋谷区長

渋谷区監査委員 吉井敏昭

渋谷区監査委員 向井田敬之

渋谷区監査委員 久永薫

令和 7 年度財政援助団体等監査及び随時監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度
財政援助団体等監査及び随時監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定により、公金の適正な支出を担保することを目的として、渋谷区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を交付している団体の出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、出資、指定管理及び財政的援助の目的に沿った事務運営が円滑に行われているか等について監査する。

あわせて、同条第1項及び第5項の規定により、随時監査として、本年度の財政援助団体等監査の対象となった団体の所管部局に対して、出資、指定管理及び債務保証並びに財政的援助に関する事務手続が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについても監査する。

2 監査の期間

令和7年8月5日（火）から令和8年3月5日（木）まで

3 監査の方法

対象団体ごとの事業実態等を踏まえた上で、試査の方法により、書類審査、関係者への質問等を行った。その際、一部の監査実施団体については、公認会計士の専門的知見を活用した。

4 監査対象範囲

(1) 財政援助団体等監査

令和6年度及び令和7年度において渋谷区が行った財政援助団体に対する財政的援助等の出納、精算その他これに関連する事務並びに出資団体、債務保証団体及び指定管理者に係る事務。ただし、必要があると認めるときは、他の年度に及ぶものとした。

(2) 随時監査

本年度の財政援助団体等監査の対象団体（当該団体に対する財政的援助と同一の根拠に基づき財政的援助を受けている団体を含む。）等に対し、渋谷区が交付した又は交付する財政的援助について交付申請の收受から交付決定、精算に至るまでの事務並びに出資団体、債務保証団体及び指定管理者に関する事務（対象年度は令和6年度及び令和7年度）。ただし、必要があると認めるときは、他の年度に及ぶものとした。

した。

5 監査の着眼点

財政援助団体等監査及び随時監査の着眼点は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体

ア 団体

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算書その他の関係書類と所管部局へ提出した交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (イ) 補助金交付申請から実績報告までの手続は、適切に行われているか。
- (ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

イ 所管部局

- (ア) 補助金等の額算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (イ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (ウ) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 出資団体

ア 団体

- (ア) 定款、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 事業成績、財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。
- (オ) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (カ) 会計経理及び財産管理は適切か。

イ 所管部局

- (ア) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (イ) 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切な指導監督を行っているか。

(3) 債務保証団体

ア 団体

- (ア) 債務保証に係る借入金は、契約に基づいた償還をしているか。

イ 所管部局

- (ア) 債務保証に関する契約は適正に行われているか。
- (イ) 債務保証に係る借入金は、債務保証団体が、契約に基づいた償還をしているか。

(4) 公の施設の指定管理者

ア 団体

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (ウ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

イ 所管部局

- (ア) 指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- (イ) 管理に関する協定等は適正に行われているか。
- (ウ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。

6 監査の調査対象

今年度の監査の対象は、次のとおりとし、調査をした。

- (1) 財政援助団体（補助金等を交付している団体）
- (2) 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- (3) 債務保証団体（借入金の元利又は利子の支払を保証している団体）
- (4) 公の施設の指定管理者（公の施設の管理を行わせている法人その他の団体）

7 監査実施団体

監査実施団体及び所管部局の一覧

No.	団 体 名	区 分	所管部局
1	一般社団法人渋谷未来デザイン	出資団体・ 財政援助団体	経営企画部
2	渋谷区土地開発公社	出資団体・債務保証 団体・財政援助団体	経営企画部
3	株式会社渋谷サービス公社	出資団体	総務部
4	オーチャー・SHIBUYA CITY FC 共同事業 体	指定管理者	区民部
5	株式会社伊豆急コミュニティー・株式会社 渋谷サービス公社共同事業体	指定管理者	区民部
6	渋谷センター商店街振興組合	財政援助団体	産業観光文化部
7	シブヤスタートアップス株式会社	出資団体	産業観光文化部
8	渋谷公会堂プロジェクトチーム	指定管理者	産業観光文化部
9	社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団	出資団体・ 財政援助団体	福祉部・ 子ども家庭部

10	社会福祉法人エンゼル福祉会	指定管理者・ 財政援助団体	福祉部
11	特定非営利活動法人すみれ福祉会	財政援助団体	福祉部
12	株式会社アソシエ・インターナショナル	財政援助団体	子ども家庭部
13	社会福祉法人至誠学舎立川	財政援助団体	子ども家庭部
14	特定非営利活動法人コミュニティハウス	財政援助団体	子ども家庭部
15	フジキ保育室	財政援助団体	子ども家庭部
16	株式会社東急コミュニティー	指定管理者	都市整備部
17	京王バス株式会社	財政援助団体	土木部
18	宮下公園パートナーズ	指定管理者	土木部
19	特定非営利活動法人アーバンファーマーズ クラブ	指定管理者	環境政策部

第2 監査の結果

1 概要

監査実施団体における財政的援助等に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿、関係書類の作成管理並びに所管部局における財政的援助等の申請受理、審査、交付、精算等の手続及び内容等については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかし、監査実施団体の一部及びその所管部局については、改善が必要な事項である指摘事項又は意見・要望事項が認められた。

なお、改善が必要な事項には至らなかったものの、諸帳簿、関係書類等における軽微な過誤があったものについては、口頭により指導を行った。

(注) 本報告書における財政的援助等の金額は、特に記載がない限り、令和6年度の数値である。

2 団体別の監査の結果

(1) 一般社団法人渋谷未来デザイン

ア 事業の概要

渋谷区を拠点とし、渋谷に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人など、渋谷に集う多様な人々のアイデアや才能を領域を越えて収集し、オープンイノベーションにより社会的課題の解決策をデザインする組織として、調査研究、計画立案、実践の推進及びこれらの支援等を行うことを目的とする。

また、その活動は渋谷で実証し、東京、日本、世界へ展開することで、社会全体の発展へつなげていくことを目指す一般社団法人であり、市民参加型のワークショップやシンポジウムの企画・運営事業等の事業を行っている。

イ 財政的援助等の内容

出資金（基金の引受け）	70,000,000円（平成30年5月11日支出）
一般社団法人渋谷未来デザイン職員人件費補助金	9,885,949円
S I W実施に伴う区事業に係るソーシャルイノベーション推進のための負担金	11,000,000円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(2) 渋谷区土地開発公社

ア 事業の概要

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき渋谷区が設立した団体で、渋谷区等の委託に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。

イ 財政援助等の内容

出資金	5,000,000円（昭和50年10月31日支出）
債務保証	6,652,809,000円＋利子相当額
渋谷区土地開発公社事務費等負担金	648,393円
渋谷区土地開発公社運用資金貸付金	26,634,586円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(3) 株式会社渋谷サービス公社

ア 事業の概要

東京都渋谷区に本社を置き、公共施設の管理、運営等の事業等を行うことを目的とする。

イ 財政的援助等の内容

出資金 60,000,000 円（渋谷区は、平成 2 年 4 月から 6 月まで及び平成 7 年に発行された発行済株式の 1,200 株全株を有している。）

ウ 監査の結果

事業運営、出納、その他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(4) オーチュー・SHIBUYA CITY FC 共同事業体

ア 事業の概要

株式会社オーチュー（代表企業）、株式会社PLAYNEWで構成するオーチュー・SHIBUYA CITY FC 共同事業体は、指定管理者として渋谷区千駄ヶ谷区民施設の施設管理、運営等を行っている。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設	渋谷区千駄ヶ谷区民施設
指定管理期間	令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
指定管理料	75,765,846 円

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次のとおり意見・要望事項が認められた。

基本協定書に基づき、第三者評価は年 1 回実施する必要があるが、令和 6 年度は未実施であったため、基本協定書に従い実施するよう求めた。

(5) 株式会社伊豆急コミュニティー・株式会社渋谷サービス公社共同事業体

ア 事業の概要

ホテルの経営等の事業を行う株式会社伊豆急コミュニティー（代表企業）と公共施設の管理、運営等の事業を行う株式会社渋谷サービス公社との共同事業体であり、指定管理者として渋谷区立河津さくらの里しぶやを運営する。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設	渋谷区立河津さくらの里しぶや
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理料	124,985,000 円

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。

(6) 渋谷センター商店街振興組合

ア 事業の概要

渋谷センター商店街振興組合は、相互互助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行うとともに地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより組合員の事業の健全な発展に寄与し併せて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

イ 財政的援助等の内容

渋谷区商店会等イベント事業費補助金	1,000,000円
渋谷区チャレンジ戦略支援事業補助金	12,243,000円
商店街共同施設維持管理費補助金	1,084,000円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(7) シブヤスタートアップス株式会社

ア 事業の概要

- (ア) スタートアップ企業向けの育成プログラム事業
- (イ) コンサルタント事業
- (ウ) その他スタートアップ支援を目的とする事業
- (エ) 前各号に附帯関連する一切の事業

イ 財政的援助等の内容

持株数 30,000株

ウ 監査の結果

次のとおり指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

まず、規程類の整備状況について、前回監査に比して改善が見られたものの、経理規程及び決裁規程は未整備であったため、早期に整備するよう指導した。

後日、経理規程及び稟議規程を整備したことを確認した。

次に、スタートアップ企業への出資に係る決裁基準について、一定額を超える出資の決裁区分が規程上明確ではなかったため、規程等に明文化するよう指導した。

後日、新たに整備された稟議規程に明文化されたことを確認した。

また、旅費規程類は整備されたものの、運用面でルール統一が十分ではない点が見受けられたため、当該団体のワークフローシステムの活用等を含め、運用の改善を行うよう要望した。

(8) 渋谷公会堂プロジェクトチーム

ア 事業の概要

株式会社アミューズ（代表企業）、LINEヤフー株式会社、株式会社パシフィ

ックアートセンターで構成される事業体で、渋谷公会堂の指定管理者として、施設管理、運営等を行っている。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設	渋谷公会堂
指定管理期間	平成31年2月1日から令和11年3月31日まで
指定管理料	なし
指定管理者納付金	21,253,648円 (余剰金(利用料金等から管理経費を控除した金額)に100分の45を乗じて得た額)

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次のとおり意見・要望事項が認められた。

令和6年度収支報告において、経費(維持管理費)の内訳項目について性質の異なる経費が一括計上されていたため、適切な項目へ計上するよう求めた。

(9) 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団

ア 事業の概要

東京都渋谷区に主たる事業所を置き、特別養護老人ホームの経営、保育所の経営等の事業を行う。

イ 財政的援助等の内容

(ア) 区の出資金(基本金) 5,000,000円(平成6年4月1日出資)

(イ) 補助金等

【福祉部地域福祉課分】

社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団運営補助金 132,368,000円

【福祉部介護保険課分】

渋谷区介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金 1,644,000円

渋谷区介護支援専門員法定研修受講料補助金 131,000円

【子ども家庭部保育課分】

渋谷区保育サービス推進事業補助金 43,265,000円

【神宮前あおぞらこども園】 7,060,000円

【本町きらきらこども園】 11,022,000円

【恵比寿のびのびこども園】 10,181,000円

【本町そよかぜこども園】 10,606,000円

【原宿こども園】 4,396,000円

渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金 48,666,000円

【神宮前あおぞらこども園】	12,015,000 円
【本町きらきらこども園】	10,721,000 円
【恵比寿のびのびこども園】	9,719,000 円
【本町そよかぜこども園】	8,075,000 円
【原宿こども園】	4,032,000 円
【西原保育園ゆめ】	4,104,000 円
渋谷区保育士等キャリアアップ補助金	53,266,000 円
【神宮前あおぞらこども園】	11,003,000 円
【本町きらきらこども園】	12,392,000 円
【恵比寿のびのびこども園】	12,217,000 円
【本町そよかぜこども園】	12,633,000 円
【原宿こども園】	5,021,000 円

ウ 監査の結果

事業運営、出納、その他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(10) 社会福祉法人エンゼル福祉会

ア 事業の概要

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び公益を目的とする事業を行っている。

渋谷区の指定管理は次の2施設であり、指定管理協定は施設ごとに結んでいる。

- ・渋谷区かなみの杜・渋谷特別養護老人ホーム
- ・渋谷区かなみの杜・渋谷高齢者在宅サービスセンター

イ 財政援助等の内容

(ア) 指定管理施設：渋谷区かなみの杜・渋谷特別養護老人ホーム

指定管理期間 令和3年5月1日から令和8年3月31日まで

指定管理料 なし 管理経費は収入した利用料金で賄う。

補助金 渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金 1,747,872 円

渋谷区介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金 3,776,000 円

(イ) 指定管理施設：渋谷区かなみの杜・渋谷高齢者在宅サービスセンター

指定管理期間 令和3年5月1日から令和8年3月31日まで

指定管理料 なし 管理経費は収入した利用料金で賄う。

補助金 渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金 467,724 円

ウ 監査の結果

公の施設の管理及び補助金等に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次のとおり意見・要望事項が認められた。

基本協定書において、第三者評価は令和6年度中に必ず受審し、その結果を区へ報告することと定められているが、高齢者在宅サービスセンターは令和6年度中に未実施であったため、協定書に従い実施するよう求めた。

(11) 特定非営利活動法人すみれ福祉会

ア 事業の概要

広く一般市民を対象として、精神障害を持つ人たちが、安心して地域で自立して暮らしていけるよう、生活支援や就労支援などの拠点となる通所訓練施設の運営・情報収集・相談・教育・啓発事業等を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与する。

イ 財政的援助等の内容

渋谷区精神障害者支援事業運営費等補助金 10,278,900円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(12) 株式会社アソシエ・インターナショナル

ア 事業の概要

当該団体は、東京都目黒区に本店を置き、保育所、学童保育クラブ、病後児保育室、子育てひろば等の第二種社会福祉事業を行っている。渋谷区内においては、認可保育園を運営している。

イ 財政的援助等の内容

【アソシエ神宮北参道保育園】（認可保育園）	
渋谷区保育サービス推進事業補助金	5,689,000円
渋谷区保育士等キャリアアップ補助金	5,144,000円
渋谷区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金	10,704,000円
渋谷区賃貸物件による保育施設の設置運営に係る賃借料等補助金	7,431,000円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(13) 社会福祉法人至誠学舎立川

ア 事業の概要

当該団体は、東京都立川市に本部を置き、児童養護施設、障害者福祉事業所、

保育所、高齢者介護福祉施設等に関する事業を行っている。渋谷区内においては、認定こども園を運営している。

イ 財政的援助等の内容

【代々木至誠こども園】（認定こども園）

渋谷区保育サービス推進事業補助金	10,289,000円
渋谷区保育士等キャリアアップ補助金	13,911,000円
渋谷区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金	6,574,000円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(14) 特定非営利活動法人コミュニティハウス

ア 事業の概要

特定非営利活動法人コミュニティハウスが経営を行う東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所B型の施設で、0歳から2歳までの都内在住の児童の保育を行っている。運営する施設名は、コミュニティハウス保育室ポッポという。

当該団体は、平成25年3月15日法人成立、渋谷区に事務所を置く。コミュニティハウス保育室ポッポ以外の事業は行っていない。

イ 財政的援助等の内容

【コミュニティハウス保育室ポッポ】（認証保育所）

渋谷区認証保育所運営費等補助金	36,402,290円
渋谷区保育力強化事業補助金	1,190,000円
渋谷区保育士等キャリアアップ補助金	4,406,000円
渋谷区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金	2,393,000円
渋谷区ちょこっと通園事業補助金	4,147,000円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(15) フジキ保育室

ア 事業の概要

個人事業者が経営を行う東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所B型の施設で、0歳から2歳までの都内在住の児童の保育を行っている。平成22年4月1日から認証保育所となった。

イ 財政的援助等の内容

【フジキ保育室】（認証保育所）

渋谷区認証保育所運営費等補助金	22,456,310円
-----------------	-------------

渋谷区保育力強化事業補助金	444,000 円
渋谷区保育士等キャリアアップ補助金	5,564,000 円
渋谷区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金	901,000 円
渋谷区ちよこっと通園事業補助金	7,993,000 円

ウ 監査の結果

補助金等及びその他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

(16) 株式会社東急コミュニティー

ア 事業の概要

本店を東京都世田谷区に置き、土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業等の業務を行っている。渋谷区では渋谷区営住宅等の管理を指定管理者として行っている。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設 次の施設である。

区営住宅 (552戸)	ピアハウス東 (20戸)	二軒家住宅 (23戸)	代々木三丁目住宅 (75戸)
	恵比寿三丁目住宅 (20戸)	幡ヶ谷原町住宅 (37戸)	笹塚一丁目住宅 (51戸)
	ライフピア西原 (73戸)	幡ヶ谷二丁目住宅 (38戸)	アクティブ住宅新橋 (27戸)
	代官山アドレス (14戸)	恵比寿西二丁目住宅 (54戸)	幡ヶ谷三丁目住宅 (12戸)
	西原一丁目住宅 (11戸)	代々木西参道住宅 (17戸)	西原二丁目住宅 (38戸)
	笹塚三丁目住宅 (42戸)		
借上げ等高齢者住宅 (35戸)	渋谷区本町借上げ高齢者住宅 (3戸)	渋谷区笹塚借上げ高齢者住宅 (12戸)	ライフピア西原 (20戸)
区民住宅 (29戸)	渋谷区神宮前六丁目区民住宅 (8戸)	代官山アドレス (15戸)	ライフピア西原 (6戸)
福祉人材住宅 (7戸)	ライフピア西原 (7戸)		

指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理料 205,276,337 円

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次のとおり意見・要望事項が認められた。

まず、実績報告書の収支報告の人件費及び間接諸経費については予算額が記載されており、実際の支出額が記載されていなかった。両経費とも確定払経費であり、経費超過となっても補填されない経費であるが、指定管理業務経費の適正な執行上、実際の支出額を記載するよう求めた。

次に、指定管理業務の一環である駐車場について、収支予算および決算の報告が必要であるが、令和6年度の収支計画書には駐車場の収支予算が記載されていなかったため、指定管理業務として収支見込額を含めて記載するよう求めた。

(17) 京王バス株式会社

ア 事業の概要

本社を東京都府中市（登記簿上の本店は、東京都多摩市）に置き、自動車による運輸業等の事業を行うことを目的としている。

補助金対象事業は、高齢者、障害者を始めとする区民等の円滑な移動手段の確保を目的とするコミュニティバス事業である。

イ 財政的援助等の内容

渋谷区コミュニティバス事業補助金

【本町・笹塚循環 春の小川ルート】 56,738,000 円

渋谷区コミュニティバス事業補助金

【丘を越えてルート（上原・富ヶ谷ルート）】 32,340,000 円

ウ 監査の結果

次のとおり指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

補助金の運行収支報告書における数値について、次のとおり算定誤りがあった。すなわち、経費按分の基礎となる「全社走行キロ」について、使用すべき年度の数値を誤って適用していたこと、「道路占用料」の改定内容が反映されていなかったこと、既に廃止していた「乗降カウントシステムの利用料」を誤って計上していたことである。そのため、団体に対して、運行収支報告書における数値を適正に算定するよう指導した。

後日、補助金の過払分が団体から速やかに区へ返還されたことを確認した。

また、所管部に対して、再発防止に向け、日頃から適切かつ確実に事務を行い、確固たる事務の確認体制を築くことを要望した。

(18) 宮下公園パートナーズ

ア 事業の概要

三井不動産株式会社（代表企業）及び西武造園株式会社で構成される共同事業体で、指定管理者として渋谷区立宮下公園の施設管理、運営等を行っている。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設	渋谷区立宮下公園
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	130,045,900円
利益の還元	5,262,900円（17,542,920円×30%）

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。

(19) 特定非営利活動法人アーバンファーマーズクラブ

ア 事業の概要

当該団体は、都市部の遊休地を活用した参加型の農園運営、関連イベント、講座などの開催を通じて、都市生活者の新しい持続可能なライフスタイル、エディブルシティを実現することで、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。渋谷区内で、渋谷区ふれあい植物センターの指定管理者として施設の運営、管理等を行っている。

イ 財政的援助等の内容

指定管理施設	渋谷区ふれあい植物センター
指定管理期間	令和5年7月1日から令和10年3月31日まで
指定管理料	45,824,291円

ウ 監査の結果

公の施設の管理に関する出納その他事務については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次のとおり意見・要望事項が認められた。

当該団体は、指定管理者のほかに、一部の業務において業務委託契約が締結されており、施設の管理範囲がそれぞれ区分されていた。

しかしながら、施設の小規模修繕等は指定管理者の責任及び費用負担で実施することと基本協定書に定められているところ、業務委託区分の修繕が指定管理者に係る事業報告書に記載されていた。このことについて、保証期間内の無償修繕であったこと及び事業報告書への記載が誤りであったことを確認した。なお、業務委託契約との区分に注意をし、適切な事務の執行に努めるよう求めた。

第3 総括意見

今年度の監査対象全般については、おおむね適正に執行されていた。ただし、次の点について、意見を述べる。

第一に、出資団体の一部において、経理規程等の整備がされていなかった。また、規程の整備はされているが、規程と実際の運用が一致していない事例が見受けられた。

規程については、整備後も事業規模や社会経済情勢に応じた見直しを適宜行うことが必要である。所管部局においては、出資団体がコンプライアンスを徹底するとともに、出資目的に沿った事業運営を確実に実施できるよう、当該団体に対する適切な指導及び監督に引き続き努められたい。

第二に、財政援助団体等に対する補助金等の交付事務について、所管部局における補助金等の使途の検証、証拠書類の確認が十分とは言えない事例が見受けられた。

自治法第232条の2に、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、補助をすることができる旨規定されている。所管部局は、一連の交付、精算等の事務手続の中で、補助金等の使途が、要綱等に規定された補助金等の交付目的に照らして、妥当なものであり、交付要件を充足しているのかどうかについて、財政援助団体等から提出された証拠書類、報告書類等により確認を行う必要がある。

今後、所管部局においては、再発防止に向けた確実な事務処理と確認体制の強化に努められたい。

第三に、公の施設の指定管理者の一部において、基本協定書等に基づいた第三者評価を実施していない事例が見受けられた。

所管部局は、指定管理者による管理の適正を期するために、指定管理者が基本協定書等に基づき、適正に指定管理業務を実施しているかを確認し、必要な助言や指導を行う責務がある。区の事務事業に係る部分については、最終的に区が責任を負うものであるという認識を強く持ち、第三者評価、アンケート等の外部評価結果も活用することなどにより、区の指定管理者に対するモニタリング機能を一層高められたい。

さらに、令和7年度において、区では指定管理者制度の効果的な活用に向け、「指定管理者制度運用ガイドライン」が策定されたところであり、所管部局においては、この新たな運用ガイドラインに基づき、的確に指導されたい。

以上のように所管部局は、出資団体、財政援助団体、指定管理者等の団体に対して、指導、助言等を確実に行われることを期待する。

